

# 黒い雨

「黒い雨」被爆者全員に手帳を！  
訴訟を支援する会

No. 4 2016. 9月 ニュース

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会  
広島市中区堺町1-2-9-203  
広島県被団協事務局長

Tel 082-296-0040  
Fax 082-503-2755

高東征二 E-mail h-k-hidankyo@lime.ocn.ne.jp

## いよいよ本格的論争へ 第5回口頭弁論の傍聴へ

「ぞって来て下さい！」

弁護士 端野 真

6月20日、広島地裁（末永雅之裁判長）で開かれまして。304号法廷は傍聴者で満席になりました。

口頭弁論には端野真弁護士が立ち、原告第3準備書面の被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能を受けるような事情の下にあった者」の解釈のあり方について述べました。

第3準備書面を陳述しました。この書面では、被爆者援護法の前身となった原爆医療法制定の背景、制定に至る経緯、制定当時の科学的知見といった立憲法事実を踏まえた上で、被爆者援護法1条3号の前身となった規定の解釈を検討した上で、同法1条3号の解釈について論じています。3号被爆者の解釈について判断した裁判例として、黒い雨訴訟弁護団の弁護士が代理人となつた2009年3月25日広島地裁判決がありますが、

この判決を基礎として論じています。そして弁護団の考えとして、3号被爆者にあたるか否かは、最新の科学的知見を考慮した上で、個々の申請者について、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情が存するか否かという観点から、判断されるべきであると述べています。

今後は、弁護団としては、原告の方々について、最新の科学的知見を考慮した上で、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情があったという具体的な主張・立証していくこととなります。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

### 陳述書作成作業すすむ

原告の被爆体験やその後の健康状況などを弁護士が直接聞き取り、陳述書としてまとめる作業が、7月末〜8月に行われました。被爆地域ごとに原告が集まってもらう場が、安芸太田町で2会場、湯来町で2会場、可部町綾ヶ谷で1会場が設定されました。1人約1時間以内の予定で、弁護士が手帳申請書類などの資料をもとに質問し、それに原告が応える形で進められました。そのほかの原告には自宅へ訪問したりして聞き取りが行われました。



佐伯区では、原告は5人で、思うように外出できない人もいるので高東さんの運転する車で回りました。足立弁護士は、訪問すれば生活環境も分るし、当時の様子やその後の生活などわかりやすく、つい長くなりますが、とても有意義でした。

## 9月7日(水) 原爆「黒い雨」訴訟

11:00～ 第5回口頭弁論

### 傍聴のおねがい

広島地方裁判所 10:40に3階へ

ホームページを開設しました。http://blackrain1.jimdo.com/

いよいよ本格的論争が展開されます。内部被曝、遠距離被曝・・・被爆行政を大きく変えていくことが問われています。さそい合わせて傍聴においでください。

厚労省「原爆体験者等健康意識調査報告書」の検討会は

## 「黒い雨は2種類」という事実を無視

黒い雨の研究者 増田 善信

やや古い話だが、2012年7月18日に厚労省は一つの報告書を発表した。それは広島市が2008年に行ったアンケート結果「原爆体験者等健康意識調査報告書」をもとに、2010年7月に広島県、広島市及びその周辺自治体が国に要望した「被爆地域拡大」に答えるために9回も開いた検討会の結果をまとめたものである。この報告書の主要な部分は、黒い雨の地理分布についてのワーキンググループの報告「遠距離地域であるにも関わらず爆心地近くの降雨開始と同時に降りだ

したとの不自然な回答や、降雨の開始時刻や継続時間のばらつきが大きく、黒い雨体験の報告の確からしさを検討するにはより多くのデータが必要」を引用し、「今回の調査データから黒い雨の降雨域を確定することは困難であると考えられた」として、被爆地域拡大の要望を切り捨てた点である。しかし、これは「黒い雨は2種類あった」とい事実を知らなかったことから導いた結論である。黒い雨は、いずれも強い放射性物質を含んでいたと考えられているが、原爆爆発

直後にほぼ同心円形に四方に広がったキノコ雲から降った雨と、原爆爆発後の大火災によってつくられた巨大な積乱雲から降った雨の2種類あったのである。前者は広島県下の各地、雨が降らなかったといわれた倉橋島、江田島などでも観測され、色は白くないし泥色で、雨量も少なく、比較的早い時刻に降った。一方、後者はいわゆる「黒い雨」で、火災による煤を含んでいた。黒く、雨量も多く、主に爆心の北西ないし北に集中していた。この「黒い雨は2種類」の事実を、宇田報告にも述べられているが、筆者は

論文「広島原爆後の「黒い雨」は何処まで降ったか」(『天気』1989年9月号)で、「遠距離であるのに、爆心近くと同じ降雨開始時刻」とか「降雨開始時刻や継続時間のばらつきが大きい」という事実から2種類の黒い雨を発見したのである。

ところが驚いたことに、この検討会やワーキンググループの委員は、この「黒い雨は2種類」を用いて検討した形跡が全くないのである。恐らく知らなかったであろう。「アンケートは信用できない」と称して「被爆地拡大に」の要望を葬り去ったのである。再検討する以外にないと思う。

## 青年達が「黒い雨」の話を聞きに

### 原水爆禁止世界大会 青年のひろば分科会

8月5日、20名の青年達が、今年も佐伯区福祉センターにやって来ました。高野会長、原告の砂池、高東さんが黒い雨体験を話しました。班討議の中で、内部被曝を国は認めていないなんて許せない、多くの青年が驚き、怒っていました。降雨地域の線引きは福島原発と同じだ、福島に行つて来た青年が話しました。原発反対で国会前行動に参加した東京の学生は、世の中の見方が変わってきた。我々青年が行動するときです。炎天下、元氣よく帰って行きました。

